
公認会計士制度

富山大学
平成30年1月10日

公認会計士・監査審査会
常勤委員
松井 隆幸

構成

はじめに～公認会計士の使命と業務

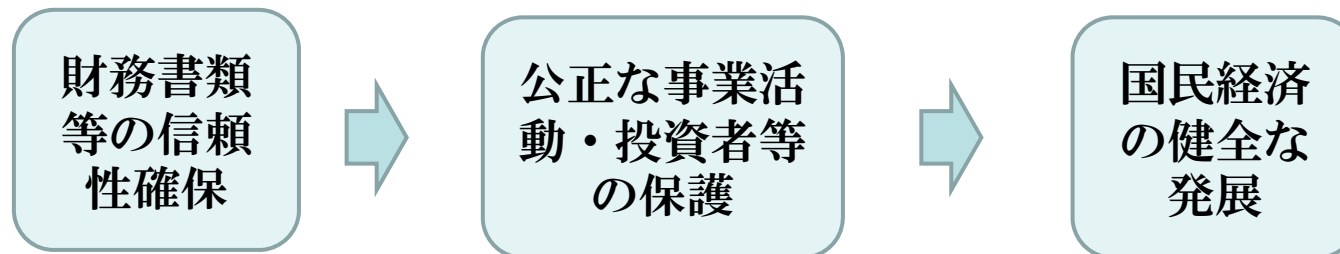
- I. ディスクロージャー制度における監査の意義
- II. 公認会計士の要件
- III. 公認会計士試験制度
- IV. 近年の受験者・合格者の動向
- V. 監査法人の役割
- VI. 公認会計士の活躍領域

おわりに

はじめに～公認会計士の使命と業務

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



はじめに～公認会計士の使命と業務

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。
 - － 会計及び監査の専門家として、財務書類等の情報の信頼性確保以外に、多様な分野で活躍しています。

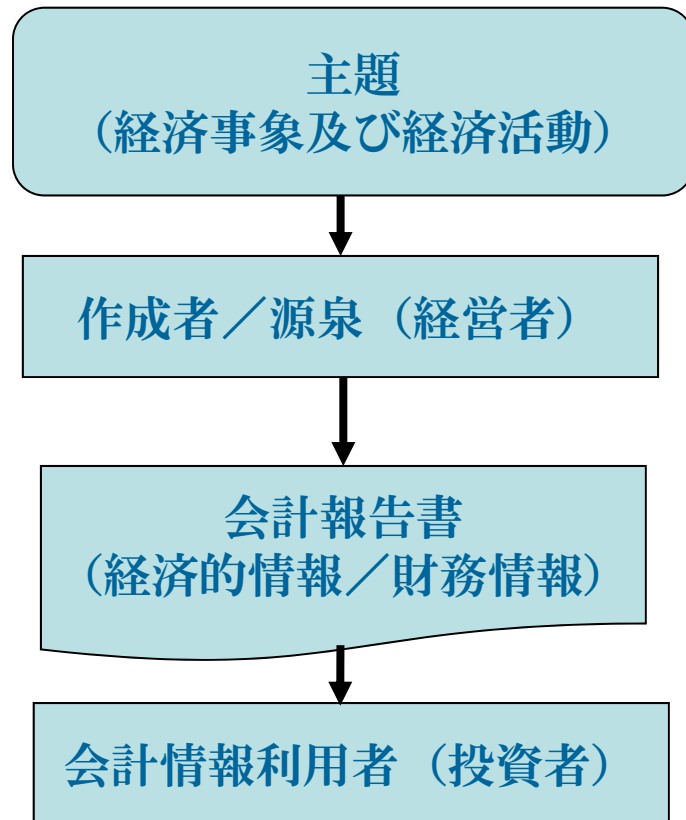
I. ディスクロージャー制度における監査の意義

- 株式会社は、設備投資等に必要な資金を調達するため、株式や社債を発行し、投資者や債権者に売却します。
- 投資者や債権者は、購入後、株式や債券を自由に売買できなければ、購入することは困難になります。
- 株式会社が株式等を発行して資金調達し、また投資者等が株式等を売買する《場》が資本市場です。
- 資本市場を司る法律が金融商品取引法です。
- 資本市場に参加する投資者等は、投資意思決定をするため、会社に関する情報を必要とします。

I. ディスクロージャー制度における監査の意義

- そこで、金融商品取引法では、有価証券届出書（目論見書）や有価証券報告書、四半期報告書において、財務諸表の開示を求めています。
- また、開示される財務諸表について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）
 - － 会社法も、会社法上の大会社や監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社は、計算書類について、会計監査人の監査を受けるように求めています。
 - － 会計監査人は、公認会計士又は監査法人であることが求められています。（第337条）

I. ディスクロージャー制度における監査の意義



投資者（株主等）は、
次の2つの判断をする
必要があります。

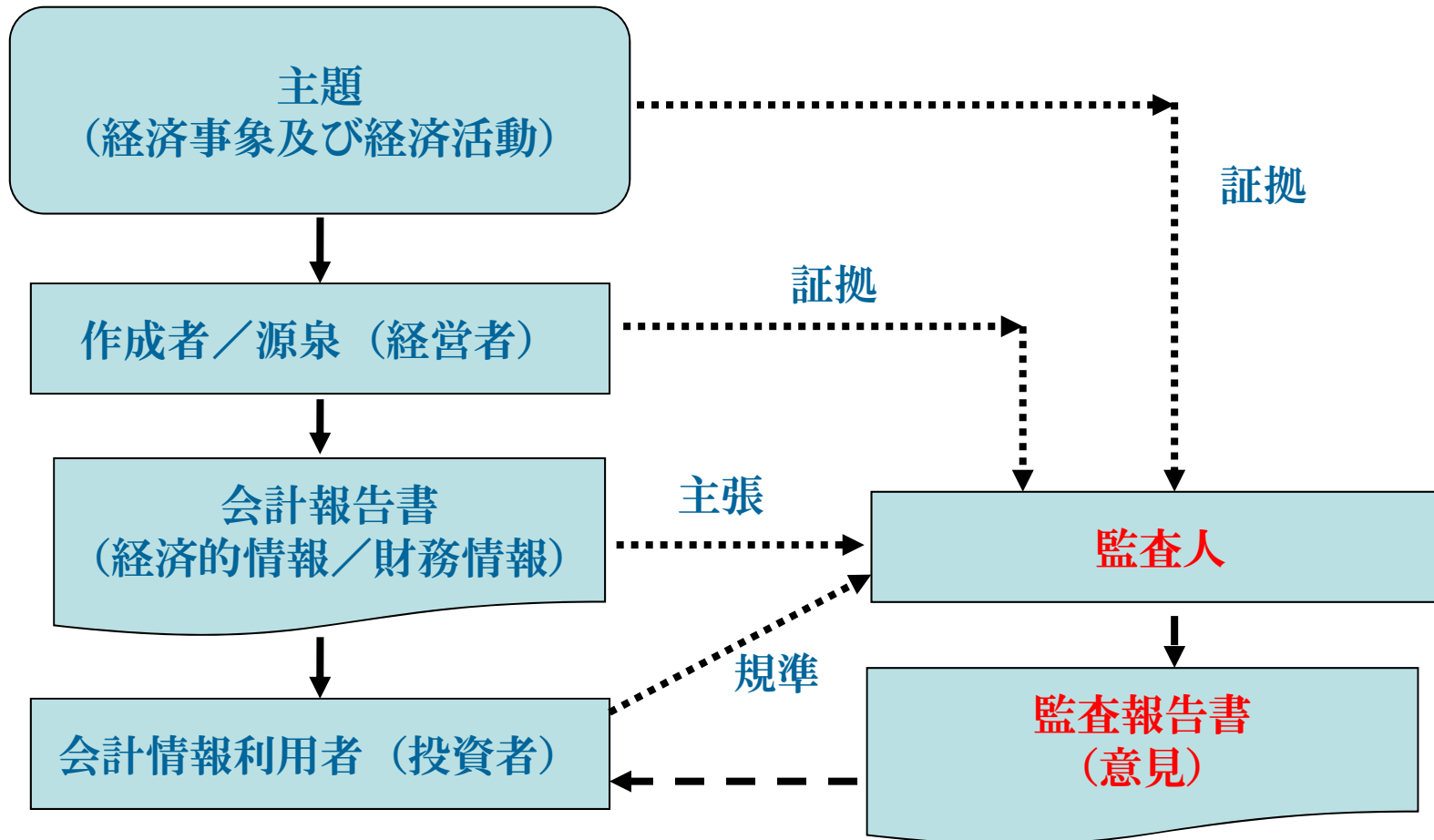
- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、昭和57年、18頁。用語を一部追加。

I. ディスクロージャー制度における監査の意義

- 財務諸表等の財務情報は、経済活動を行う株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- 投資者は、情報の質（信頼性）を判断することが出来るでしょうか？

I. ディスクロージャー制度における監査の意義

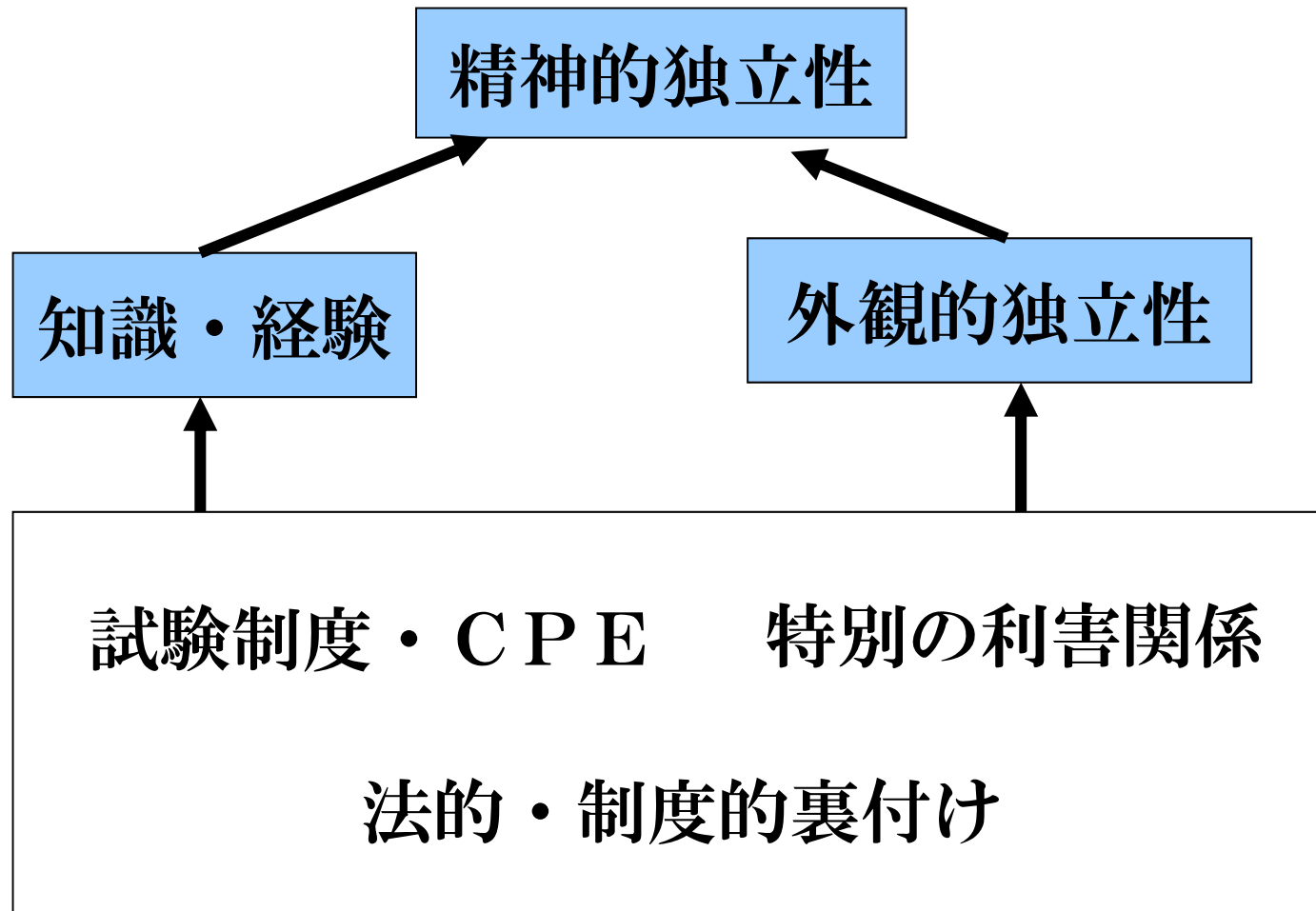


鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、昭和57年、22頁。用語を一部追加。

I. ディスクロージャー制度における監査の意義

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- 投資を促進して会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、投資者に結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。
- 公認会計士は、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な役割を担っているのです。

Ⅱ. 公認会計士の要件



Ⅱ. 公認会計士の要件

- 財務諸表監査業務を実施するには、財務諸表の信頼性について、公正不偏の立場から、適切な判断を下すことができればなりません。（精神的独立性）
- そのため、監査の実施者は、会計や監査及び関連する諸領域に関する相当の専門的知識と実務経験を備えている必要があります。
- そこで、金融商品取引法や会社法では、公認会計士試験に合格し、実務経験・実務補習を経て修了考査に合格した公認会計士のみに監査業務を認めているのです。

Ⅱ. 公認会計士の要件

- 加えて、会計や監査を取り巻く環境は、資本市場の変化、株式会社等の大規模化や複雑化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの変化に対応して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。
- そのため、公認会計士は、継続的に専門研修を受講するように義務付けられています。
(継続的専門研修制度：Continuing Professional Education)。

Ⅱ. 公認会計士の要件

- 財務諸表監査は、経営者が公表する財務諸表の信頼性を確かめるために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この関係の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正不偏な判断を下すことができるように、精神的に独立であることに影響及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことが重要です。（**外観的独立性**）

Ⅲ. 公認会計士試験制度

- (参考資料) 「目指せ、公認会計士！」参照。
- 公認会計士法第5条は、公認会計士試験の目的と方法について、次のように規定しています。
 - － 「公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記の方法により行う。」
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の実施を担う機関です。

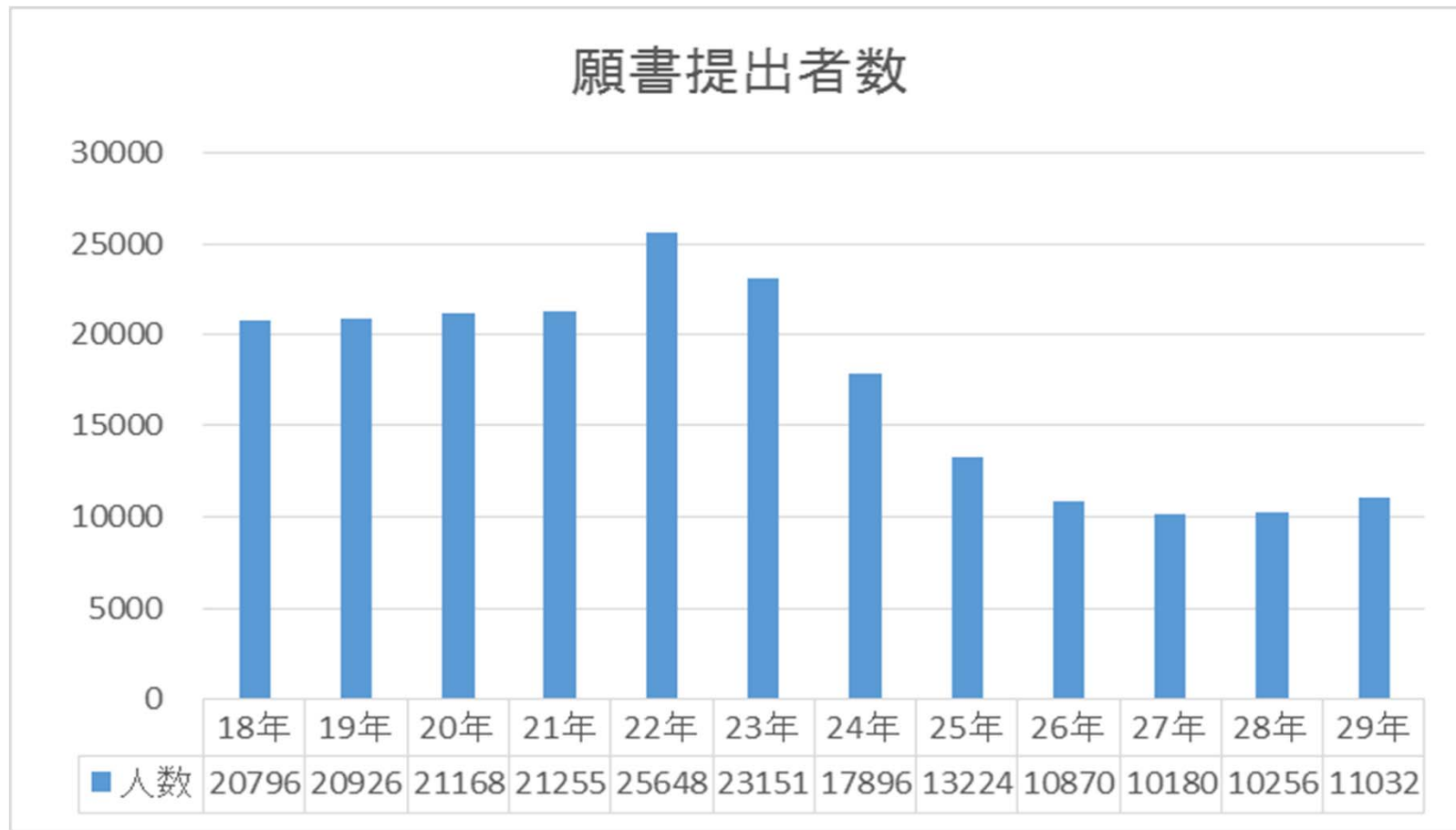
Ⅲ. 公認会計士試験制度

- 短答式試験と論文式試験は独立の試験ではなく、役割を分担しつつ、受験者の学識と応用能力を判定します。
- 短答式試験は、受験者が論文式試験を受験するために必要な専門的知識を備えているかを判定するための試験です。
- したがって、審査会が公表している「出題範囲の要旨」に沿って、偏りなく基礎力を確かめる問題や基本的な事項の理解を問う問題が出題されます。
 - － 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。

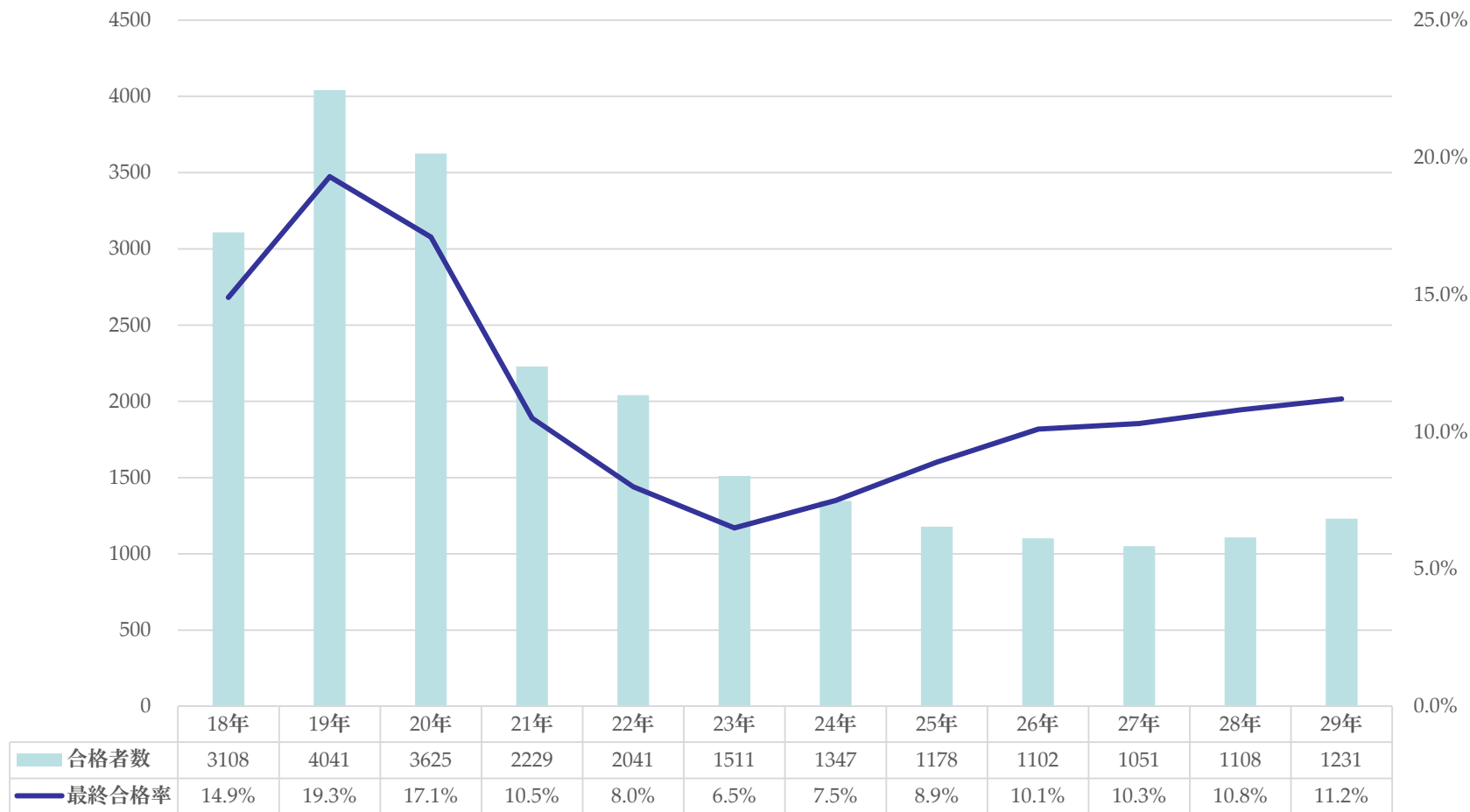
Ⅲ. 公認会計士試験制度

- 論文式試験は、受験者が必要な専門的知識を有しているという前提で、受験者の思考力、判断力、応用能力、論述力等を評価することに重点をおきます。
- そのため、短答式試験のある科目の「出題範囲の要旨」では、論文式試験の出題範囲を短答式試験よりも絞り込んでいます。
- 会計学、監査論、企業法、租税法及び民法については、法令集を受験時に配布し、試験を実施しています。

IV. 近年の受験者・合格者の動向



IV. 近年の受験者・合格者の動向



IV. 近年の受験者・合格者の動向

- 平成27年まで、願書提出者は5年連続、合格者は8年連続して減少してきましたが、平成28年、わずかですが増加に転じました。
- 平成29年も増加の傾向は継続しました。平成29年の願書提出者は、11,032人で、平成28年と比較して、776人増加しました。合格者数も、1,231人で、123人増加しました。
- 平成30年第 I 回短答式試験の願書提出者数は、8,373人で、平成29年年第 I 回短答式試験と比較して、555人増加しました。

IV. 近年の受験者・合格者の動向

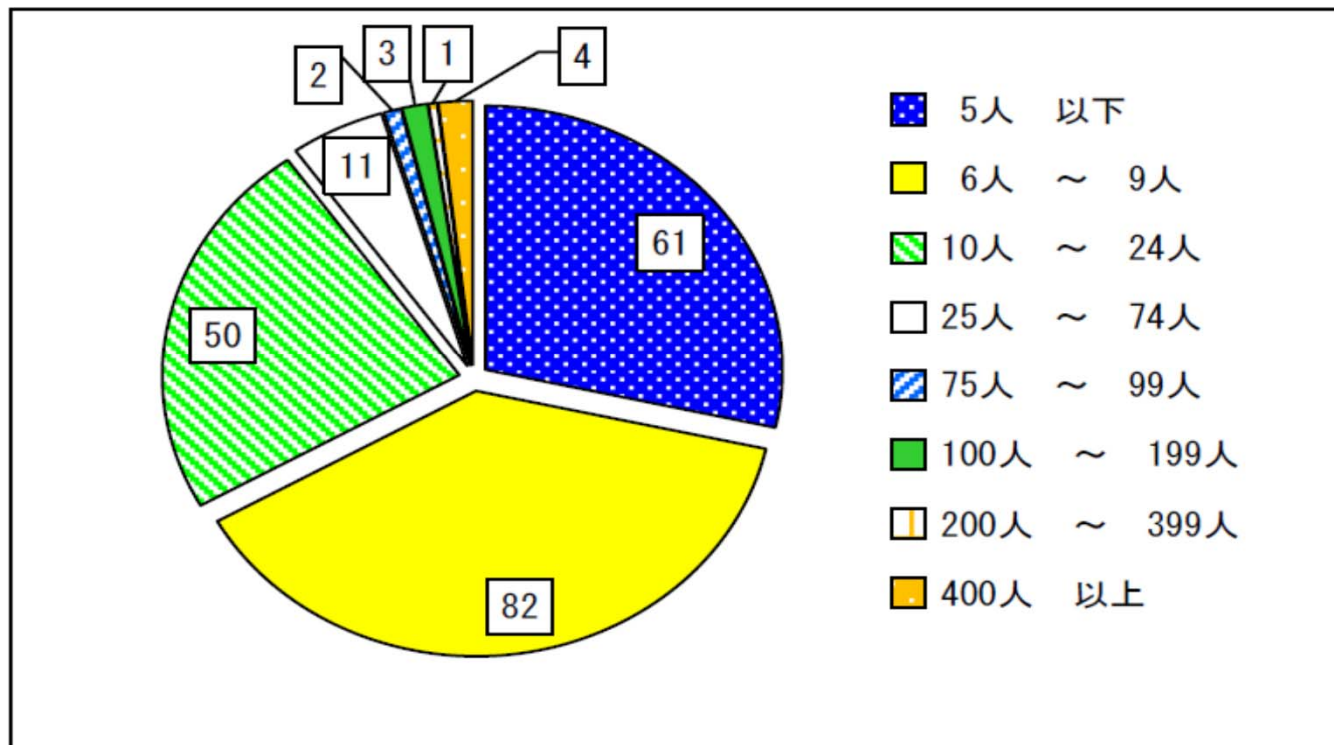
- 平成28年・29年と試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場でした。
- 試験合格者は、多くの場合、監査法人に就職します。30歳代半ばまでの合格者は、ほとんどの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。
- 大手監査法人でも予定人数を確保できなかったといわれており、準大手監査法人では、いかにして合格者を確保するかが重要な経営課題となっています。
- 大手監査法人や準大手監査法人では、アシスタント・スタッフ、監査トレーニー等の名称で試験合格を目指す者を雇用し、比較的定型的な監査業務に従事させながら、受験勉強を支援する制度を採用するところも多くなっています。

V. 監査法人の役割

- 監査対象である会社等が大規模化・多角化すると監査人側も組織化する必要があります。そのため、今日、ほとんどの上場会社の監査は、大手監査法人や準大手監査法人によって実施されています。
 - － 監査法人とは、財務書類に関する監査業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
 - － 平成29年3月末時点で、222の監査法人があります。

V. 監査法人の役割

図表Ⅱ-2-2<所属常勤公認会計士数の規模別の監査法人数（平成27年度、単位：法人）



公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』
平成29年、31頁。

V. 監査法人の役割

	大手	準大手	中小
社員数	100人強～ 600 人強	20人強～ 100 人弱	～30人弱
常勤職員数	約2,000人～6,000 人弱	約100人～300 人強	～約50人
事務所数	三大都市（東京特別区、大阪市及び名古屋市）に加え、全国規模で地方事務所を設置している例が多い。	主たる事務所に加え、三大都市に事務所を設置している例が多い	主たる事務所のみ例が多い。

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』
平成29年、46-47頁より抜粋。

V. 監査法人の役割

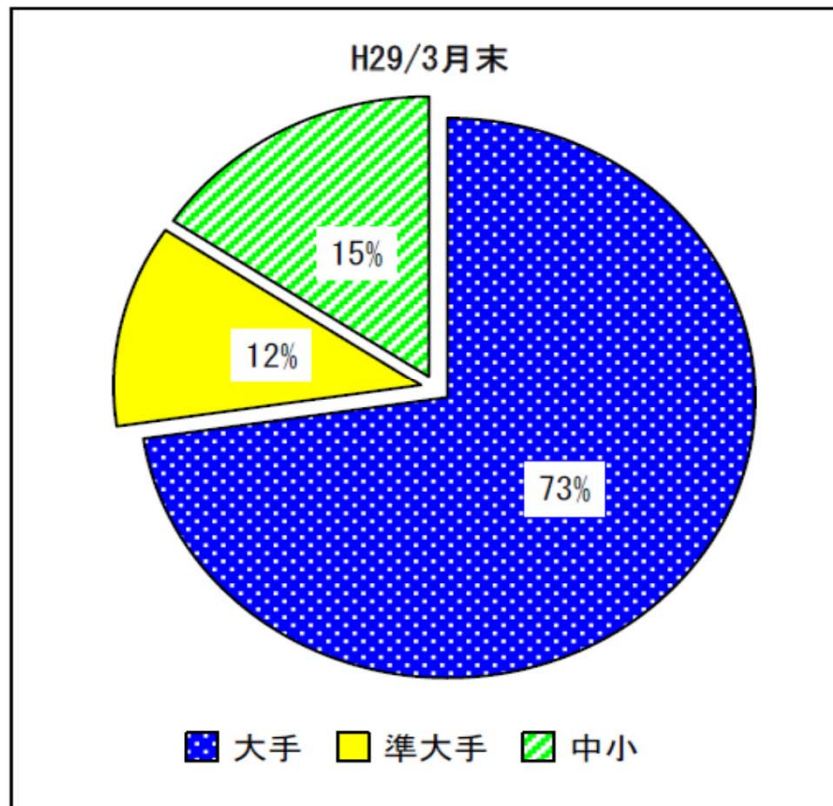
図表Ⅲ-1-13＜大手監査法人及び準大手監査法人が所属している国際的なネットワークの一覧＞

監査法人	国際的なネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative
新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited
東 陽 監 査 法 人	BDO International Limited
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited
優 成 監 査 法 人	Crowe Horwath International

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』
平成29年、56頁。

V. 監査法人の役割

図表Ⅱ-3-3 <監査人の規模別上場被監査会社数（単位：社）>

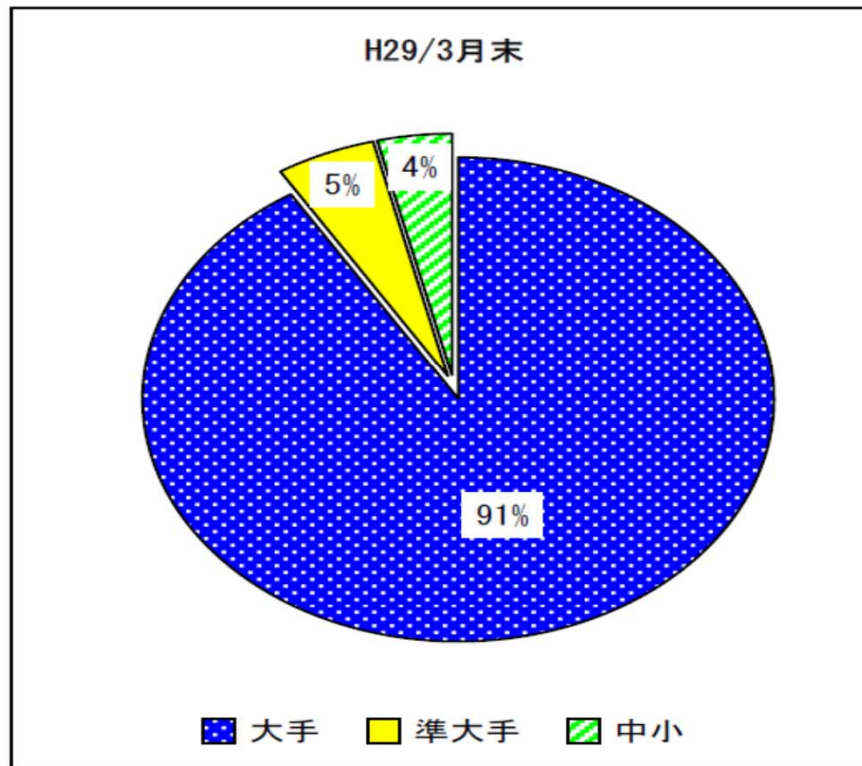


大 手 監 査 法 人	2,653
準 大 手 監 査 法 人	429
中 小 規 模 監 査 事 務 所	570
合 計	3,652

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』
平成29年、36頁。

V. 監査法人の役割

図表Ⅱ-3-4 <監査人の規模別上場被監査会社の時価総額（単位：億円）>



大 手 監 査 法 人	5,386,707
準 大 手 監 査 法 人	301,067
中 小 規 模 監 査 事 務 所	225,271
合 計	5,913,045

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』
平成29年、36頁。

V. 監査法人の役割

- グローバルに事業を展開する会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。
- 大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。

V. 監査法人の役割

- 投資者等が財務諸表の監査に信頼をおくことができるためには、監査の品質が一定水準以上に保たれなければなりません。
- 監査の品質を確保するため、公認会計士や監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を遵守して監査を実施するように要請されています。
 - － わが国では、企業会計審議会が「監査基準」を公表し、日本公認会計士協会が実務指針を公表しています。

V. 監査法人の役割

- 監査法人は、監査の基準を遵守して組織的に監査を行うように、品質管理のシステムを整備・運用しています。
 - － 日本公認会計士協会は、監査法人の品質管理システムが適切かつ十分に整備され、有効に運用されているかを確かめるため、品質管理レビューを行います。
 - － 公認会計士・監査審査会は、品質管理レビューの審査の結果を受けて、必要かつ適当と認める場合、監査法人の検査を行います。

VI. 公認会計士の活躍領域

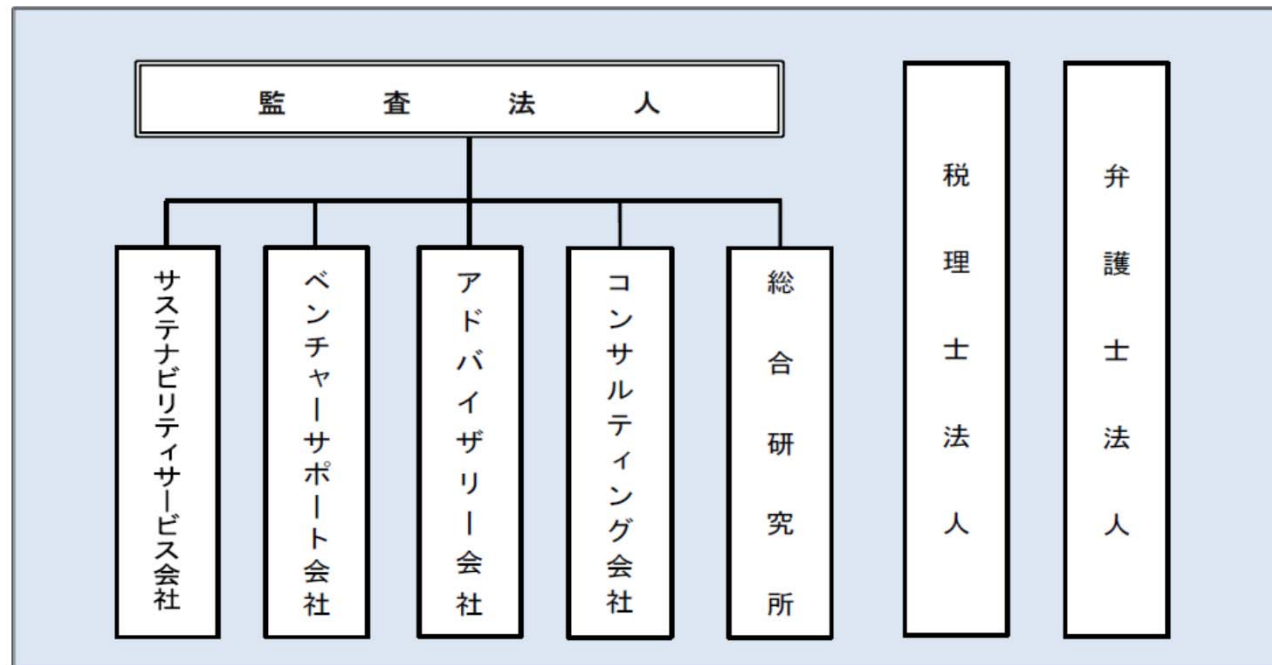
- 株式会社はもちろん、いかなる組織体においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を
行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 経営者も、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、**最も必要とされる会計人材**です。それだけに、公認会計士は、社会の中で、いろいろな役割を果たすことが期待されています。

VI. 公認会計士の活躍領域

- 監査法人の中で
 - － 監査業務
 - 法定監査＝金融商品取引法に基づく監査や会社法に基づく会計監査人監査のような株式会社に対する監査のほか、学校法人、労働組合、社会福祉法人、医療法人などに対する監査も求められるようになっており、法定監査の範囲は広がっています。
 - 任意監査＝システム監査や情報セキュリティ監査なども行っています。
 - － アドバイザリー業務
 - 会計制度や原価計算制度、財務報告に係る内部統制の整備・運用の立案・指導などの会計関連業務のみならず、直接会計や監査に関わらない、多様なアドバイザリー業務を行っています。
- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、税務業務を行う法人やアドバイザリー業務を行う法人を設立しています。

VI. 公認会計士の活躍領域

図表Ⅲ-1-10＜大手監査法人グループの体制例＞



（注）上記の例のほか、グローバルブランドの管理などを目的とした統括合同会社を設立し、その下にグループ法人を置いている事例もある。

公認会計士・監査審査会『平成29年版 モニタリングレポート』
平成29年、54頁。

VI. 公認会計士の活躍領域

- 株式会社等の組織の中で
 - － 会計・財務・経営企画等の担当者
 - － CFO（最高財務責任者）
 - － 監査役等、又はそのスタッフ
 - － 内部監査担当者
 - － 内部統制構築・推進担当者
 - － （金融機関等での）融資業務担当者

VI. 公認会計士の活躍領域

- 監査経験を持ち、会計基準に精通した公認会計士は、会計や財務の担当者として、また監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
 - 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
- 組織の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。
 - 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、会計や監査の専門家を必要としています。

VI. 公認会計士の活躍領域

- 独立した職業人として
 - － 独立開業
 - 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業し、税務業務、監査業務、会計アドバイザリー業務等を提供している人も数多くいます。
 - － 社外役員
 - 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
 - － 大学等の教員
 - 大学・大学院の教員として活躍する公認会計士も多くなっています。

おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、公認会計士にのみ認められた大変重要な社会的役割です。
- 今日、多様な組織体が公認会計士を必要とするようになっていきます。

おわりに

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。
IVで述べたように、さまざまな領域で活躍し、社会的に重要な役割を担うことができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識や経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができるのです。

ご清聴ありがとうございました

充実した大学生活を
送ってください